

# 実損払い特別約款

〔2016年4月版〕

## （保険金の実損払）

- (1) 当社は、この特別約款に従い、この特別約款が付帯された運送保険普通保険約款第36条（一部保険の場合の保険金の支払額）および引越荷物運送保険特別約款第6条（保険金の支払い）の規定にかかわらず、保険金額を限度として被保険者が被った損害の「実額」を支払います。「実額」の算出は、保険価額の算出基準に従います。ただし、貨物に損害が発生したために被保険者が支払いを免れた運賃その他の費用は控除します。
- (2) 保険金額が、保険価額を下回った場合でも本条(1)を適用します。

引受幹事  
保険会社



朝日火災海上保険株式会社

取扱代理店

ヤマト運輸株式会社